

# 国立療養所多磨全生園の土地を地方公共団体 又は地域住民等の利用に供するための指針

平成22年12月14日  
国立療養所多磨全生園長

この指針は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第12条及び厚生労働省設置法第16条第9項の規定による国立ハンセン病療養所の利用に関する省令（平成21年厚生労働省令第85号）第1条の規定に基づき、国立療養所多磨全生園（以下「当園」という。）の土地を地方公共団体又は地域住民等（以下「利用者」という。）の利用に供するための指針について定めるものとする。

## 1. 土地の貸付け、使用又は収益の許可

### (1) 保育所の設置、運営のための土地の貸付

#### ① 土地の用途

利用に供する土地の用途は、入所者の置かれてきた環境に鑑み、保育所とする（この指針において「保育所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に定める保育所をいう。）。

#### ② 土地の範囲

利用に供する土地の範囲は、以下のとおりとする。

位 置	面 積
別紙のとおり	約2,000㎡以内

※当該面積については、図面計測数値のため実際の貸付面積に伴う実測値との差異が生じた場合は実測値優先とする。

#### ③ 土地を利用に供する期間の開始日及び終了日。

土地を利用に供する期間の開始日は、平成23年4月1日以降とする。  
また、当該土地の利用は、事業用定期借地契約によるものとし、貸付期間は20年を上限として、当該契約に定めるものとする。

## 2. 利用者の遵守すべき事項

土地を利用しようとする利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないものとする。

- (1) 利用者は、居住者棟、不自由者棟及び一般舎その他利用に供することとしていない土地に許可なく立入らない等、当園入所者の良好な生活環境の確保を図ること。
- (2) 当園入所者に対する医療の提供に支障を及ぼさないこと。
- (3) 国立ハンセン病療養所の医療更生施設としての性格との整合を考慮する等、当園との調和を図るように留意すること。
- (4) 当該指針に定められた土地の用途及び公募にあたり、提出された申請書に記載された利用の計画と著しく異なる利用をしないこと。
- (5) その他、当園の施設管理上必要がある場合は、施設管理者の指示等に従うこと。

## 3. 関係法令等の適用

土地の利用にあたっては、国有財産法（昭和23年法律第73号）等の規定が適用されるとともに、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令並びに当園各種規程を遵守すること。

## 附 則

(施行期日)

この指針は、平成22年12月14日から施行する。